

令和5年度版は6月10日発売予定です

■ 令和4年度版の書籍詳細

税理士 杉田 宗久／編著

令和4年6月10日発売

定価：2,200円(本体2,000円+税) A5判284頁

昭和49年より毎年発行のロングセラー

「税制改正の主要なポイント」は図表も用いてわかりやすく解説

令和4年度税制改正に対応。法人税、所得税、消費税、相続税、贈与税、地方税等、各種税目をカバーし、外出先などで重要な項目の確認ができるようコンパクトにまとめています。

さらに巻頭見開き掲載の「各種税率一覧」のほか、「社会保険料額表」「年齢早見表(適用年齢簡易判定付)」も好評です。

〈令和4年4月10日現在の法令に基づく主要税制に対応〉

令和4年度版

税務ハンドブック

★改正税法のあらまし

★国税★地方税★その他

税理士 杉田宗久 編著



■公的年金等に係る雑所得の速算表 (公的年金等の収入金額×割合－控除額＝雑所得の金額 (0以下は0))

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額					
		1,000万円以下		1,000万円超2,000万円以下		2,000万円超	
		割合	控除額	割合	控除額	割合	控除額
65歳未満	130万円未満	100%	60万円	100%	50万円	100%	40万円
	130万円以上 410万円未満	75%	27.5万円	75%	17.5万円	75%	7.5万円
	410万円以上 770万円未満	85%	68.5万円	85%	58.5万円	85%	48.5万円
	770万円以上 1,000万円以下	95%	145.5万円	95%	135.5万円	95%	125.5万円
	1,000万円超	100%	195.5万円	100%	185.5万円	100%	175.5万円
65歳以上	330万円未満	100%	110万円	100%	100万円	100%	90万円
	330万円以上 410万円未満	75%	27.5万円	75%	17.5万円	75%	7.5万円
	410万円以上 770万円未満	85%	68.5万円	85%	58.5万円	85%	48.5万円
	770万円以上 1,000万円以下	95%	145.5万円	95%	135.5万円	95%	125.5万円
	1,000万円超	100%	195.5万円	100%	185.5万円	100%	175.5万円

■給与所得の速算表 (給与等の収入金額×割合－控除額＝給与所得の金額 (0以下は0))

給与等の収入金額	一般		子育て・介護世帯	
	割合	控除額	割合	控除額
162.5万円以下	100%	55万円	100%	55万円
162.5万円超 180万円以下	60%	△10万円	60%	△10万円
180万円超 360万円以下	70%	8万円	70%	8万円
360万円超 660万円以下	80%	44万円	80%	44万円
660万円超 850万円以下	90%	110万円	90%	110万円
850万円超 1,000万円以下	100%	195万円	90%	110万円
1,000万円超			100%	210万円

○所得金額調整控除

$$\left(\begin{array}{l} \text{① 給与所得} \\ \text{(10万限度)} \\ + \\ \text{② 年金雑所得} \\ \text{(10万限度)} \end{array} \right)$$

が10万円超のとき、
①+②-10万円を
給与所得から控除

■所得税の配偶者控除・配偶者特別控除早見表

(万円)

配偶者控除	配偶者の合計所得金額	控除対象配偶者	納税者本人の合計所得金額			
			～900以下	900超 950以下	950超 1,000以下	
配偶者控除	48以下	70歳未満	38	26	13	
		70歳以上	48	32	16	
配偶者特別控除	48以下	配偶者控除なし	95以下	38	26	13
			100以下	36	24	12
			105以下	31	21	11
			110以下	26	18	9
			115以下	21	14	7
			120以下	16	11	6
			125以下	11	8	4
			130以下	6	4	2
			133以下	3	2	1
			133超	—	—	—

■所得税の基礎控除

合計所得金額 (万円)	基礎控除
2,400以下	48万円
2,400超 2,450以下	32万円
2,450超 2,500以下	16万円
2,500超	0円

扶養控除		②旧長期損害保険料B		障がい者控除		寡婦控除		ひとり親控除		勤労学生控除	
0～15歳	—	1万円以下	Bの全額	一般	特別	同居特別	ひとり親控除	勤労学生控除	勤労学生控除	勤労学生控除	勤労学生控除
16～18歳	38万円	～2万円以下	B×50%+5,000円	2万円超	15,000円	27万円	40万円	75万円	27万円	27万円	27万円
19～22歳	63万円										
23～69歳	38万円										
70歳以上 (同居)	48万円 (58万円)										

■各種所得控除

生命保険料控除		適用限度額12万円	
Ⅰ新生命・介護医療・新年金⇒	(各々最高4万円)	+	+
Ⅱ旧生命	旧年金⇒(各々最高5万円)		
(*生命保険・年金保険は、新旧両方について控除の適用を受ける場合には新旧の合計で最高4万円)			
	保険料A	控除額	
Ⅰ平24(新契約)	2万円以下	Aの全額	
	～4万円以下	A×50%+10,000円	
	～8万円以下	A×25%+20,000円	
	8万円超	40,000円	
Ⅱ平23(旧契約)	2.5万円以下	Aの全額	
	～5万円以下	A×50%+12,500円	
	～10万円以下	A×25%+25,000円	
	10万円超	50,000円	
地震保険料控除 ①+②(限度額5万円)			
①地震保険料A		Aの全額(限度5万円)	
②旧長期損害保険料B	1万円以下	Bの全額	
	～2万円以下	B×50%+5,000円	
障がい者控除	2万円超	15,000円	
	一般	特別	同居特別
	27万円	40万円	75万円
寡婦控除	ひとり親控除	勤労学生控除	
27万円	35万円	27万円	

〈50音順索引をご利用ください〉

弊社ホームページに「50音順索引」を掲載しております。

下記 URL 又は右の二次元バーコードを読み込んでご確認くださいませ。

<http://www.control-sya.co.jp/image/handbook/R04zei-50.pdf>



目次

令和4年度版 税務ハンドブック

■月別税務日程表	8
●申告・納付に関する注意事項	9

令和4年度税制改正の主要なポイント

法人税・所得税・消費税・相続税・贈与税・地方税・納税環境整備	10
--------------------------------	----

税理士への損害賠償の主な事例

	26
--	----

国税関係

国税の通則等に関する事項

■国税通則法による申告・納付、申告期限と附帯税	28
●延滞税の計算方法	32
●日数速算表	33
■更正の請求・更正決定等の期間制限・国税の調査・不服申立制度	34
(参考) 電子帳簿保存法	37

法人税

■法人設立の場合の届出等	38
■法人税の主な申請・届出等	39
■企業会計の利益と税法上の利益(所得金額)	40
■受取配当等の益金不算入	42
■資産の評価益・受贈益・還付金等	44
■外貨建取引の換算等	45
■有価証券の譲渡損益の額の計算等	46
○有価証券の評価損	47
■棚卸資産	49
■減価償却資産と償却費の計算	52
●資本的支出と修繕費の区分判定	53
■減価償却資産の取得価額	57
■法定耐用年数の基本的事項	59
●機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表[別表第一](抜粋)	60
●機械及び装置の耐用年数表[別表第二]	65
●無形減価償却資産の耐用年数表[別表第三](抜粋)	67
●生物の耐用年数表[別表第四]	67
●公害防止用減価償却資産の耐用年数表[別表第五]	68
●開発研究用減価償却資産の耐用年数表[別表第六](抜粋)	68
●平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産の残存割合表[別表第七]	68
■減価償却資産の償却率表(別表第七・八・九・十)	69

改正

国税通則

法人税

所得税

消費税

相続贈与税

その他の国税

地方税関係

源泉税額表

社会保険料

■ 主な特別償却制度	71
■ リース取引	73
■ 繰延資産の償却額	75
■ 役員の給与	76
○ 役員給与の損金算入範囲等	77
■ 過大な使用人給与等	77
■ 経済的な利益と給与	78
■ 租税公課・不正経費等の損金不算入	79
■ 租税公課の損金算入時期	79
■ 交際費等	80
■ 使途秘匿金	80
■ 寄附金	81
■ 貸倒損失・引当金	82
1 貸倒損失	82
2 貸倒引当金	82
3 返品調整引当金	84
■ 返品債権特別勘定	85
■ 圧縮記帳	86
■ その他の経費（ゴルフクラブ等の入会金等・海外渡航費）	89
■ 法人契約の定期保険等に係る保険料	90
■ 消費税等に係る会計処理	93
■ グループ法人税制	94
■ 繰越欠損金の損金算入	95
■ 欠損金の繰戻し還付制度	97
■ 適用額明細書の添付が必要となる主な特別措置一覧表（抜粋）	98
■ 特定同族会社と留保金課税	99
■ 法人の税率表	100
■ 税額控除	101

所得税

■ 所得税の主な申請・届出等	109
■ 新規開業等の場合の届出等	110
■ 所得の種類と所得金額	111
■ 主な非課税所得と免税所得	112
■ 所得税の確定申告	114
■ 各種所得金額の計算	115
1 利子所得	115
2 配当所得	116
3 不動産所得	118
4 事業所得	119
● 医師の社会保険診療報酬の特例	120
● 事業所得と給与所得の区分	120
5 給与所得	121
● 給与所得者の特定支出	122
● 経済的利益（現物給与）の範囲	124
● 社宅家賃（月額）の計算一覧	126
6 退職所得	127
○ 退職金等の受給と課税の関係	127

7 山林所得	128
8 譲渡所得	129
●株式等に係る譲渡所得等	131
●株式等の取得価額の計算（原則）	134
●NISA（少額投資非課税制度）の概略	138
●国外転出をする場合の譲渡所得等の特例	139
●低額譲渡の課税関係	140
●土地・建物等の課税の特例	141
●土地等譲渡所得チャート	145
●譲渡所得の主な特例等の添付書類	146
○居住用財産売却の特例チャート	147
●補償金の区分と税務上の取扱い	148
●資産の取得の日	149
●譲渡損益の相殺順序	150
●特別控除の適用順位	150
9 一時所得・10雑所得（公的年金等）	151
●一時所得と雑所得の具体例	152
■主な年金等の課税関係	153
■損益の通算	155
■損失の繰越し、繰戻し	156
■令和4年分の所得控除一覧表	157
●医療費に該当するもの・医療費に該当しないもの	158
●介護保険制度と医療費控除	158
●ふるさと納税	161
●令和4年分の扶養控除の態様別適用一覧	164
■所得税額速算表（平成27年分以後）	165
■復興特別所得税	165
■平均課税	165
■税額控除一覧表	166
○住宅借入金等特別控除（居住年に応じた控除率及び控除限度額）	169
■所得税額の計算関係図（令和4年分）	177
■国外財産調書・財産債務調書	178
■源泉徴収	180
●居住者に対して支払う所得の源泉徴収	180
●居住者に対して支払う報酬・料金等の源泉徴収	181
●内国法人に対して支払う所得の源泉徴収	182
●非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収	183
■予定納税	184

消費税

■消費税導入後の変遷	185
■課税の対象	185
■主な不課税取引	188
■非課税取引	189
■輸出免税	193
■納税義務者と納税義務の免除の特例	194
○納税義務の判定	194
■資産の譲渡等の時期	197

■課税期間・納税地	198
■課税標準	199
■課税仕入れに係る消費税額	200
■仕入税額控除等	201
1. 仕入れに係る控除税額の計算	201
2. 仕入税額の按分計算	201
(1)個別対応方式	201
(2)一括比例配分方式	202
(3)課税売上割合	202
3. 適用要件	203
4. 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合	204
5. 棚卸資産に係る消費税額の調整	204
6. 調整対象固定資産の調整	204
7. 転用	205
■貸倒れに係る消費税額の控除	205
■売上げに係る対価の返還等をした場合	205
■簡易課税制度（中小事業者の仕入れに係る税額の控除の特例）	206
■事業区分のフローチャート	207
■軽減税率制度	207
1. 税率	207
2. 軽減税率の対象品目	207
○軽減税率及びインボイス制度の導入スケジュール	208
3. 区分記載請求書等保存方式	208
4. 中小事業者の税額計算の特例	209
5. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）	210
■申告・納付	213
○申告期限と納期限一覧	213
■消費税申告書・届出書等一覧表（抜粋）	214

相続税・贈与税・その他の国税

■相続税	216
●（参考）民法における相続に関する規定	225
●親族表	226
■贈与税	227
●住宅取得等資金の贈与の特例の非課税限度額	228
■生命保険金等を受け取った場合の課税関係	231
■相続時精算課税	233
■教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税	235
■結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税	236
■事業承継税制	237
●非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度	237
●非上場株式等についての相続税の納税猶予制度	238
●特例事業承継税制	240
●個人事業者の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度	241
■財産評価	242
○土地評価の補正率表	242
■取引相場のない株式の評価方式の判定	251
■印紙税	252

- 印紙税の課税物件表 252
- 登録免許税 255
 - 1. 不動産登記関係 255
 - 2. 会社の商業登記（主なもの） 256
 - 3. 工業所有権の登録 256
 - 4. 個人の商業登記 257
 - 5. 人の資格の登録等 257

地方税関係

- 住民税 258
 - ①法人の住民税 258
 - 法人市町村民税・道府県民税の税率 258
 - ②個人の住民税 258
 - (1)市町村民税・道府県民税均等割（標準税率） 258
 - (2)個人住民税（道府県民税・市町村民税）所得割税速算表 259
 - 人的控除額の所得税と個人住民税の差 259
 - (3)分離課税等に係る個人住民税の税率割合等 261
- 事業税 262
 - ①個人事業税 262
 - ②法人事業税 263
 - 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税 264
- 不動産取得税 267
- 固定資産税（償却資産税）・都市計画税 268
- 事業所税 271
- その他の主な地方税（地方消費税・ゴルフ場利用税） 273
- 自動車関係税（主なもの） 274
 - 付録
 - ・給与所得の源泉徴収税額表（月額表）抜粋（令和4年分） 277
 - ・賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 抜粋（令和4年分） 280
 - ・厚生年金保険料率表（令和2年9月分（10月納付分）～） 282
 - ・全国健康保険料率表（令和4年3月分（4月納付分）から適用） 283
 - ・健康保険の標準報酬月額表 283
 - ・雇用保険料率表（令和4年4月1日以後） 283
 - ・年齢早見表（適用年齢簡易判定付）[令和4年用] 284

凡 例

通 法……国税通則法 通 令……国税通則法施行令 法 法……法人税法 法 令……法人税法施行令 法 規……法人税法施行規則 法基通……法人税基本通達 所 法……所得税法 所 令……所得税法施行令 所 規……所得税法施行規則 所基通……所得税基本通達 相 法……相続税法 相 令……相続税法施行令 相 規……相続税法施行規則 相基通……相続税法基本通達 評基通……財産評価基本通達 消 法……消費税法	消 令……消費税法施行令 消 規……消費税法施行規則 消基通……消費税基本通達 措 法……租税特別措置法 措 令……租税特別措置法施行令 措 通……租税特別措置法関係通達 地方法……地方法人税法 印 法……印紙税法 登免法……登録免許税法 徴 法……国税徴収法 地 法……地方税法 地 令……地方税法施行令 国 外……内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等 送金法 に係る調書の提出等に関する法律 耐 令……減価償却資産の耐用年数等に関する省令 耐 通……耐用年数の適用等に関する取扱通達
--	---

改正

国税通則

法人税

所得税

消費税

相続
贈与税

その他の
国税

地方税
関係

源泉
税額表

社会
保険料

令和4年度税制改正の主要なポイント

法人税関係 (法人税法／租税特別措置法)

1. 賃上げ促進のための税制措置

改正の概要	参考法令等
<ul style="list-style-type: none"> 主に大企業向けの人材確保等促進税制が見直され、控除率を乗ずる対象が「新規雇用者の給与総額」から「雇用者全体の給与総額の増加額」とされとともに、一定規模以上の企業はマルチステークホルダー経営宣言を実施する必要があります。 中小企業等の給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度（所得拡大促進税制）も税額控除率が見直されました。 改正後の大企業の税額控除率は、継続雇用者の給与総額が対前期3%増の場合には15%、4%増の場合にはさらに10%、教育訓練費が対前期20%増の場合には追加的に5%で、最大30%となります。 中小企業については、全雇用者の給与総額が対前期1.5%増の場合には税額控除率15%で、給与総額2.5%増の場合にはさらに15%、教育訓練費が対前期10%増の場合にも追加として10%上乘せされ、最大40%の税額控除率となります。 	措法42の12の5、 措令27の12の5
▶ 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの開始事業年度	

(1) 人材確保等促進税制 (給与等の支給額が増加した場合の税額控除)

		改正前	改正後				
適用期限		令3.4.1から令5.3.31までの開始事業年度	令4.4.1から令6.3.31までの開始事業年度				
適用要件		新規雇用者の給与総額が対前期2%以上増加	継続雇用者の給与総額が対前期3%以上増加*				
税額控除	控除率を乗ずる対象	新規雇用者の給与総額	雇用者全体の給与総額の対前期増加額				
	控除率	基本	15%				
		上乘せ	要件	教育訓練費が対前期20%以上増加	乗せ①	要件	継続雇用者の給与総額が対前期4%以上増加
				控除率	5%	控除率	10%
		要件	控除率	5%	乗せ②	要件	教育訓練費が対前期20%以上増加
	5%			控除率	5%		
計	最大20%	最大30% {(15% or 25%) + 5%}					
限度額	法人税額×20%						

* 資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上の企業については、給与等の引上げの方針、下請事業者等との適切な関係構築の方針等を自社のウェブサイト公表していることが必要

(2) 中小企業者等の所得拡大促進税制

適用対象は、青色申告書を提出する中小企業者等で、適用除外事業者（前三事業年度の所得金額の平均が15億円を超える事業者）を除きます。

		改正前		改正後			
適用期限		令3.4.1から令5.3.31までの開始事業年度		令4.4.1から令6.3.31までの開始事業年度			
適用要件		雇用者全体の給与総額が対前期1.5%以上増加					
税額控除	控除率を乗ずる対象	雇用者全体の給与総額の対前期増加額					
	控除率	基本	15%				
		上乗せ	要件	雇用者全体の給与総額が対前期2.5%以上増加かつ 教育訓練費が対前期10%以上増加（※認定経営力向上計画における経営力向上の証明でも可）	上乗せ①	要件	雇用者全体の給与総額が対前期2.5%以上増加
						控除率	15%
				上乗せ②	要件	教育訓練費が対前期10%以上増加（※経営力向上の証明廃止）	
		控除率	10%	控除率	10%		
計	最大25%		最大40% {(15% or 30%) + 10%}				
限度額		法人税額×20%					

2. 配当に係る源泉徴収の見直し

改正の概要	参考法令等
<p>•原則として全額に法人税が課されない完全子法人株式会社等・関連法人株式会社等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行うことは、企業での一時的な資金負担や税務署での源泉所得税事務、所得税額控除による還付金・還付加算金や税務署での還付事務が生じているとの会計検査院の指摘により、配当に係る源泉徴収について次の通り見直されました。</p> <p>一定の内国法人が支払を受ける配当等（みなし配当等を含みます。）で次の①②に掲げるものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされました。 ※一定の内国法人とは、内国法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除きます。）、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人以外の法人をいいます。</p> <p>①完全子法人株式等に該当する株式等（その内国法人が自己の名義をもって有するものに限ります。②において同じ）に係る配当等 ※完全子法人株式等の範囲は、法23の受取配当等の益金不算入制度と同じです。</p> <p>②その内国法人が保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合におけるその他の内国法人の株式等に係る配当等</p>	<p>所法177、212、 所令301</p>

国 税 関 係

国税の通則等に関する事項

■ 国税通則法による申告・納付、申告期限と附帯税

項 目	説 明
<p>1. 国税通則法と申告手続 (通法1、4)</p> <p>(通法21)</p> <p>(通法22)</p> <p>(通法11)</p>	<p>・ 国税通則法は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的として、国税についての一般法として規定されています。</p> <p>(1) 納税申告書の提出先 納税申告書は、その提出の際における納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。</p> <p>(2) 郵送された納税申告書等の効力発生時期 納税申告書（当該申告書に添付すべき書類その他当該申告書に関連して提出するものとされている書類を含みます。）その他国税庁長官が定めた書類が郵便又は信書便*により提出された場合には、いわゆる「発信主義」が適用され、その郵便物のスタンプにより表示された日に、その提出がなされたものとみなされます。この場合、通信日付印による表示がない又は不明瞭なときは、その郵便物について通常要する郵送日数から逆算して発送したと認められる日に提出されたものとみなされます。 ※ 郵 便⇒小包郵便物（ゆうパック等）は郵便物に該当しません。（レターパックは信書も送れます） 信書便⇒民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便をいいます。</p> <p>(3) 災害等の場合の申告書の提出期限の延長 税務署長等は、災害その他やむをえない理由により国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出、その他書類の提出をその期限までに行うことができない場合は、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、その提出期限を延長することができることになっています。</p>
<p>2. 納付の方法 (通法34、相法43)</p> <p>(通法34の2、通令7)</p> <p>(通法34の3)</p> <p>(通法34の3)</p>	<p>納付すべき税額が確定したときは、その納期限までに金銭により納付しなければなりません。印紙で納付すべき国税は印紙により、物納の許可があった場合は、物納により納付しなければなりません。</p> <p>▷ 口座振替による納付も可能です。口座振替による納付で、一定の要件を満たす場合、納期限後であっても納期限内納付とみなされます。</p> <p>▷ e-tax による電子申告送信後に、事前に届出をした預貯金口座から即時または期日を指定して納付することができる「ダイレクト納付」による納付も可能です。</p> <p>▷ 納付税額30万円以下の国税は、コンビニで納付することが可能です。</p> <p>▷ クレジットカードによる納付も可能です。（上限は1,000万円未満）</p> <p>▷ 納付税額が確定した国税でその納期限の到来していないもの（例えば、7月1日から10月31日までの間の第2期分の所得税）や近日中に納付税額が確定すると見込まれるもの（税務調査があったが修正申告書提出前のもの）は、予納申出書を提出すれば、あらかじめ納付可能です。</p>

法人税

■法人設立の場合の届出等

- 会社設立の基本的事項⇒・商号・本店所在地・事業目的・発行可能株式総数・設立時発行株式数・資本金・株券発行の有無・株式譲渡制限の有無
 ・事業年度・設立日・取締役の任期（2年、4年、5年、10年）
 ・取締役会設置の有無・監査役会設置の有無・払込先銀行支店
 ・発起人の住所氏名等

提出先	提出書類	添付書類等	提出期限	根拠法令等
税務署	設立届出書 (納税地・事業目的、設立日等)	・定款等の写	設立登記の日から2か月以内	税法148 法規63
	青色申告の承認申請書		最初の事業年度終了の日又は設立の日から3か月を経過した日の何れか早い方の日の前日	税法122 ①、②
	棚卸資産の評価方法の届出書	法定評価方法……最終仕入原価法	設立後最初に到来する確定申告期限（仮決算による中間申告書を提出する場合はその申告期限）	法令29、30、31
	有価証券の評価方法の届出書	法定評価方法……移動平均法		法令119の5、119の7
	減価償却資産の償却方法の届出書	○平成10年4月1日以後取得の建物及び平成28年4月1日以後取得の建物附属設備・構築物…定額法 ○上記以外の有形減価償却資産…定額法又は定率法（法定償却方法は定率法）		法令51、53
給与支払事務所等の開設届出書		事務所開設日から1か月以内	所法230	
道府県市町村	設立届出書	・定款等の写 ・登記事項証明書 (株主名簿の写等)		

(注) 上記の他、消費税関係については別途届出書の提出が必要な場合があります。消費税の届出にあたっては、特に届出時期と適用期間の関係に留意してください。(本文P.214、215参照)

所得 税

■ 所得税の主な申請・届出等

申請等の内容	提出書類等	提出期限	根拠法令
確定申告関係	○死亡の場合に相続人が行う確定申告書（準確定申告書）又は純損失の繰戻しによる還付請求書	死亡の日から4か月以内	所法124、125、141
	○申告義務のある者の還付申告期限（外国税額・源泉徴収税額・予納税額の還付申告は、翌年1月1日から5年後の応答日の前日（12月31日）まで）	翌年1月1日～3月15日	所法120、122
	○①年の中途において出国する場合の確定申告書、②還付等を受けるための申告書、③確定損失申告書	①③は出国の時まで	所法127
	○確定申告書、確定損失申告書 ○純損失の繰戻しによる所得税の還付請求書	翌年3月15日	所法120、123 所法140
	○修正申告書	随時	通法19①
予定納税関係	○6月30日の現況による所得税の予定納税額の減額申請書	7月15日	所法111①、112
	○10月31日の現況による所得税の予定納税額の減額申請書	11月15日	所法111②、112
青色申告関係	○青色申告承認申請書に関する届出書	3月15日	所法144、166 所令197①
	○現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書		
	○現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書		所令197②
	○再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書	1月31日	所令195② (所規39の2)
	○所得税の (棚卸資産の評価方法 減価償却資産償却方法) の変更承認申請書	3月15日	所令101②、124②
	○所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請書		
	○青色事業専従者給与に関する届出書	3月15日	所法57
○源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	随時	所法216、217	
○所得税の (棚卸資産の評価方法 減価償却資産償却方法) の届出書	翌年3月15日 ※減価償却資産の償却方法の届出については、特例があります。	所令100② 所令123②	
○所得税の有価証券の評価方法の届出書			
○所得税の増加償却の届出書			
○所得税の青色申告の取りやめ届出書			
		所令106② 所令133 所法151	

消費 税

消費税導入後の変遷

施行 時期	税率			事業者 免税点	簡易課税		仕入税額 控除	限界控除 適用上限		
	消費税	地方 消費税	計		適用上限	みなし 仕入率				
平元.4	3.0% ※平3.9まで住宅 貸付けは課税	—	3.0%	3,000万円	5 億円	卸売90% その他80%	帳簿方式	6,000万円		
平3.10					4 億円				製造業など70% その他60% 追加	
平9.4	4.0%	1.0%	5.0%		2 億円	第五種追加 (不動産業 運輸・通信業 サービス業) 50%	請求書等 保存方式	廃止		
平16.4					1,000万円				5,000万円	第五種 (金融 保険) 50%
平26.4 平27.4										第六種 (不動産業) 40%
令元.10	7.8% (6.24%)	2.2% (1.76%)	10.0% (8.0%)		1,000万円	5,000万円	食用の農林水産物 生産を第二種80%	区分記載 請求書等 保存方式		
令5.10				適格請求 書等保存 方式						

消費 税

課税の対象

項 目	説 明
<p>1. 課税の対象と取引の関係 (消法2①八、4①)</p> <p>※特定仕入れを除きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費税の課税対象は、「事業者が行う国内取引」と「輸入取引」に限られます。 事業者が行う国内取引のうち課税対象となるのは、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供です。 <pre> graph LR A[事業者が行う取引] --> B[国内において行う取引] A --> C[国外において行う取引] B --> D[対価を得て行う資産の譲渡等] B --> E[資産の譲渡等に該当しない取引] D --> F[非課税取引 消法6①] D --> G[課税資産の譲渡等] G --> H[免税取引 輸取出引等 消法7ほか] G --> I[課税取引] E --> J[不課税取引] C --> K[非課税取引 消法6②] C --> L[免税取引] C --> M[課税取引 課税貨物の引取り] </pre>

相続税・贈与税・その他の国税

相続税

1. 納税義務者
(相法1の3)
右図は令和3年4月1日以後の相続開始についてのものです。

		相続人		国内に住所				
				あり		なし		
				一時居住者以外	一時居住者	日本国籍		
						あり	なし	
被相続人				10年以内に住所あり	10年以内に住所なし			
国内に住所	あり	外国人被相続人				③	④	
		あり	なし	①	②		④	
	なし	10年以内に住所あり	日本国籍	あり	③	②		④
		なし	なし	非居住被相続人				

- ・一時居住者とは、相続開始の時ににおいて在留資格を有する者であって、その相続開始前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいいます。
- ・外国人被相続人とは、相続開始の時ににおいて、在留資格を有し、かつ、国内に住所を有していたその相続に係る被相続人をいいます。
- ・非居住被相続人とは、相続開始の時ににおいて、国内に住所を有していなかったその相続に係る被相続人であって、(ア)その相続開始前10年以内のいずれかの時ににおいて国内に住所を有していたことがあるもののうち、そのいずれの時ににおいても日本国籍を有していなかったもの、又は、(イ)その相続開始前10年以内のいずれの時ににおいても国内に住所を有していたことがないもの、をいいます。

課税財産		相続人の住所が国内	相続人の住所が国外
	国内・国外財産	①居住無制限納税義務者	②非居住無制限納税義務者
	国内財産だけ	③居住制限納税義務者	④非居住制限納税義務者

(注) 相続等により財産を取得した時ににおいて日本国内を離れている場合でも、国外出張、国外興行等により一時的に日本国内を離れているにすぎない者については、その者の住所は日本国内にあることになります。

- ・贈与により相続時精算課税制度の適用を受ける財産を取得した個人(上記①～④に該当する者を除きます。)を**特定納税義務者**といい、課税財産の範囲は相続時精算課税適用財産のみとなります。

(納税義務者の相続税法の適用関係)

納税義務者	①居住無制限	②非居住無制限	③居住制限	④非居住制限
債務控除(相法13)	相法13①各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分		相法13②各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分	
配偶者控除	○	○	○	○
未成年者控除	○	○	×	×
障がい者控除	○	×	×	×
外国税額控除	○	○	×	×
納税地	住所地※	相法62②適用有※	住所地※	相法62②適用有

※相法附則(昭和25年法律第73号)第3項の適用がある場合を除きます。

地 方 税 関 係

■住民税

①法人の住民税

●法人市町村民税・道府県民税の税率

(1) 均等割

区分	種目	市町村民税 (地法312)	道府県民税 (地法52)	
		標準税率	標準税率	《大阪府の場合》 令7.3.31迄の開始分
①50億円超	市町村内の事業所 等の従業員数	3,000千円	800 千円	1,600 千円
	50人超	410		
②10億円超 50億円以下	50人超	1,750	540	1,080
	50人以下	410		
③1億円超 10億円以下	50人超	400	130	260
	50人以下	160		
④1,000万円超 1億円以下	50人超	150	50	75
	50人以下	130		
⑤1,000万円以下	50人超	120	20	20
	50人以下	50		
⑥上記以外				

(注) ・市町村民税の適用税率は各市町村の条例で定められます。制限税率は1.2倍です。
 ・「資本金等の額」とは、「法人税法に規定する額から無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。
 ・「資本金等の額」は、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

(2) 法人税割税率

超過税率又は不均一課税適用法人の税率（標準税率）のどちらを適用するか判定します。



※令和元年10月1日以後開始事業年度の大阪府の税率は2.0%（ただし不均一課税適用法人（資本金の額又は出資金の額が1億円以下、かつ、法人税額が年2,000万円以下）は、1.0%）

事業年度	税目	市町村民税（地法314の4）		道府県民税（地法51）	
		標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
平26.10.1～令元.9.30開始		9.7%	12.1%	3.2%	4.2%
令元.10.1以後開始		6.0%	8.4%	1.0%	2.0%

(注) 適用税率は各市町村・都道府県の条例で定めます。

②個人の住民税

(1) 市町村民税・道府県民税均等割（標準税率）

税目	区分	標準税率	復興特別税（地方財源法2）	合計
市町村民税（地法310）		3,000円	500円	3,500円
道府県民税（地法38）		1,000円	500円	1,500円
合計		4,000円	1,000円	5,000円

※平成26年度から令和5年度までの10年間は、震災復興財源として、年間1,000円引き上げられています。

※個人住民税における公的年金からの特別徴収制度があります。

※令和6年度分から森林環境税（1,000円）が個人住民税に併せて賦課徴収されます。

■ 給与所得の源泉徴収税額表（月額表） 抜粋

令和4年分

(一)

その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額		甲 扶養親族等の数					乙 税額	
		0人	1人	2人	3人	4人		
		税 額						
以上	未満	円	円	円	円	円	円	円
88,000円	88,000円未満	0	0	0	0	0	0	その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額の3.063% 相当金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	3,300
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	3,300
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	3,300
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	3,400
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	3,400
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	3,500
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	3,500
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	3,600
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	3,600
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	3,700
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	3,800
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	3,800
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	3,900
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	4,500
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	4,800
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	5,100
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	5,400
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	5,700
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	6,000
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	6,300
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	6,600
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	6,800
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	7,100
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	7,500
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	7,800
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	8,100
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	8,400
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	8,700
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	9,000
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	9,300
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	9,600
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	9,900
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	10,200
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	10,500
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	10,800
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	11,100

(二)

その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額		甲 扶養親族等の数					乙 税額	
		0人	1人	2人	3人	4人		
		税 額						
以上	未満	円	円	円	円	円	円	円
167,000	169,000	3,620	2,000	390	0	0	0	11,400
169,000	171,000	3,700	2,070	460	0	0	0	11,700
171,000	173,000	3,770	2,140	530	0	0	0	12,000
173,000	175,000	3,840	2,220	600	0	0	0	12,400
175,000	177,000	3,910	2,290	670	0	0	0	12,700
177,000	179,000	3,980	2,360	750	0	0	0	13,200
179,000	181,000	4,050	2,430	820	0	0	0	13,900
181,000	183,000	4,120	2,500	890	0	0	0	14,600
183,000	185,000	4,200	2,570	960	0	0	0	15,300
185,000	187,000	4,270	2,640	1,030	0	0	0	16,000
187,000	189,000	4,340	2,720	1,100	0	0	0	16,700
189,000	191,000	4,410	2,790	1,170	0	0	0	17,500
191,000	193,000	4,480	2,860	1,250	0	0	0	18,100
193,000	195,000	4,550	2,930	1,320	0	0	0	18,800
195,000	197,000	4,630	3,000	1,390	0	0	0	19,500
197,000	199,000	4,700	3,070	1,460	0	0	0	20,200
199,000	201,000	4,770	3,140	1,530	0	0	0	20,900
201,000	203,000	4,840	3,220	1,600	0	0	0	21,500
203,000	205,000	4,910	3,290	1,670	0	0	0	22,200
205,000	207,000	4,980	3,360	1,750	130	0	0	22,700
207,000	209,000	5,050	3,430	1,820	200	0	0	23,300
209,000	211,000	5,130	3,500	1,890	280	0	0	23,900
211,000	213,000	5,200	3,570	1,960	350	0	0	24,400
213,000	215,000	5,270	3,640	2,030	420	0	0	25,000
215,000	217,000	5,340	3,720	2,100	490	0	0	25,500
217,000	219,000	5,410	3,790	2,170	560	0	0	26,100
219,000	221,000	5,480	3,860	2,250	630	0	0	26,800
221,000	224,000	5,560	3,950	2,340	710	0	0	27,400
224,000	227,000	5,680	4,060	2,440	830	0	0	28,400
227,000	230,000	5,780	4,170	2,550	930	0	0	29,300
230,000	233,000	5,890	4,280	2,650	1,040	0	0	30,300
233,000	236,000	5,990	4,380	2,770	1,140	0	0	31,300
236,000	239,000	6,110	4,490	2,870	1,260	0	0	32,400
239,000	242,000	6,210	4,590	2,980	1,360	0	0	33,400
242,000	245,000	6,320	4,710	3,080	1,470	0	0	34,400
245,000	248,000	6,420	4,810	3,200	1,570	0	0	35,400
248,000	251,000	6,530	4,920	3,300	1,680	0	0	36,400
251,000	254,000	6,640	5,020	3,410	1,790	170	0	37,500
254,000	257,000	6,750	5,140	3,510	1,900	290	0	38,500
257,000	260,000	6,850	5,240	3,620	2,000	390	0	39,400
260,000	263,000	6,960	5,350	3,730	2,110	500	0	40,400
263,000	266,000	7,070	5,450	3,840	2,220	600	0	41,500
266,000	269,000	7,180	5,560	3,940	2,330	710	0	42,500
269,000	272,000	7,280	5,670	4,050	2,430	820	0	43,500
272,000	275,000	7,390	5,780	4,160	2,540	930	0	44,500
275,000	278,000	7,490	5,880	4,270	2,640	1,030	0	45,500
278,000	281,000	7,610	5,990	4,370	2,760	1,140	0	46,600
281,000	284,000	7,710	6,100	4,480	2,860	1,250	0	47,600
284,000	287,000	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	0	48,600
287,000	290,000	7,920	6,310	4,700	3,070	1,460	0	49,700

源泉税額表